

令和8年度住宅リフォーム・宮クーポン事業

取扱加盟店募集

手数料
無料

募集 対象

- ★富士宮市内に所在する事業所(店舗)
- ★商業又はサービス業を営む事業所(店舗)

※原則、建設業、金融業、風俗業の他、公序良俗に反する事業を除きます。

※本社・本店が富士宮市外又は売場面積が1,000㎡超の事業所は大規模事業所としての登録となります。それ以外は中小事業者として登録されます。

※富士宮商工会議所会員・非会員の区別はありません。

募集 期間

2026年**3月2日**(月)～**4月15日**(水)

※本期間の登録分は、商品券購入者に配布する取扱店一覧に掲載します。

※上記期間以降も随時受付しておりますが、配布する一覧への掲載はできません。

申込 方法

富士宮市ホームページから加盟店要項をご確認いただき、登録申請書をダウンロードの上、富士宮商工会議所にFAX又はご持参ください。

◆利用期間：令和8年**8月1日**(土)～令和9年**1月31日**(日)
(市民が宮クーポン券を利用できる期間)

◆交付総額：4,960万円

◆換金期間：令和8年8月3日(月)～令和9年2月26日(金)

◆事務費用：無料 ※登録手数料や換金振込時の送金手数料はかかりません

- 商品券はお釣りが出ません。●両替・交換・譲渡・売買のほか、不動産や金融商品、ギフト券・図書券・商品券・電子マネー等の前払式支払い手段、切手、印紙、たばこ、宝くじの購入、税金、公共料金の支払には使用できません。●二次利用及び、業者間の決済手段としての使用はできません。●本券で購入した商品等の返品に際して、現金による返金はできません。●宮クーポン券の盗難・紛失・汚損・毀損に対して、事務局(富士宮商工会議所)ではその責任を負いません。

お問い合わせ

住宅リフォーム・宮クーポン事業事務局 (富士宮商工会議所内)

<住所> 富士宮市豊町18-5 電話：0544-26-3101 FAX：0544-26-0303

<受付時間> 9:00～16:30 (平日の12～13時及び土日祝日、12/29～1/3除く)

<ホームページ> <http://www.fujinomiya-cci.or.jp/>

事業概要

事業目的 富士宮市民が実施する住宅リフォーム工事及び富士ヒノキの家建築に際して、富士宮市内だけで利用できる金券(以下「宮クーポン」と呼ぶ)を施工依頼者である富士宮市民に交付することで、市内消費の活性化を図ります。

実施団体 富士宮商工会議所

交付対象 富士宮市在住(住民票有)の市民で、自己が所有・居住する住宅に対して、30万円以上(税込)の交付対象リフォーム工事を行う場合

交付開始 リフォーム工事の完了報告を提出した申請者に対して、8月1日より随時交付

使用場所 市内の宮クーポン券取扱加盟店

広報・周知

周知方法 4月15日(水)までに、ご登録いただいた加盟店については、『登録加盟店一覧表』に掲載し、リフォーム申請者全員に配布します。その他、ご登録いただいた加盟店については富士宮市ホームページに一覧を掲載します。締切後も募集しておりますが、ホームページのみの掲載となります。

販促広報 取扱加盟店ポスターと宮クーポン券見本を7月下旬に郵送します。

注意事項

- ・前年度より加盟店登録済の方は、取消の連絡がない限り、継続して登録とさせていただきます。
- ・加盟店登録は、対象外業種を除き、「宮クーポン」と「富士宮市プレミアム付商品券」の両方にご登録いただく形となります。どちらか一方の登録はできません。
- ・宮クーポン券には通し番号が入っています。この部分は破ったり、捨てたりしないでください。
※偽造券にご注意ください。
- ・宮クーポン券はお釣りが出ない仕様となっております。消費税は通常通りお預かりください。
- ・過年度の宮クーポン券(令和7年度以前のもの)は換金できません。
- ・令和9年2月1日(月)以降の宮クーポン券は商品券としての価値を失効しておりますので、受理しないでください。
- ・換金期日を過ぎた宮クーポン券は取扱できませんので、期限内の換金をお願いします。

換金方法

換金期間 令和8年8月3日(月)～令和9年2月26日(月) 9:00～17:00
※平日12～13時、土・日・祝日、1/29～1/3の年末年始休業除く

換金受付 富士宮商工会議所

受付方法 ①宮クーポン券裏面に店舗名を明記(押印可)し、窓口にお持ちください。
②窓口で換金請求書に必要事項(事業所名、持参者氏名、加盟店No.)を記入してください。
※換金に伴う振込手数料・事務手数料は無料です。